

～ 多量排出事業者処理計画の担保規定 ～

改正概要

多量排出事業者減量等処理計画（以下「処理計画」という。）を提出せず、又はその実施状況を報告しなかった者に対して、20万円以下の過料に処することとする。

多量排出事業者：前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン（特別管理産業廃棄物は50トン）以上の事業場を設置している事業者

効果

処理計画及び実施状況報告の提出義務を確保
多量排出事業者の排出状況・減量等処理の状況の透明化及び適切な評価に資する。

排出事業者による3Rその他適正処理について、循環基本原則に基づいた取組の促進
住民への情報提供、周知啓発が推進され、廃棄物の総合的な減量及びその適正な処理が推進されることを期待。

関連改正

処理計画の様式を定め、委託の内容について、再生利用、熱回収の別や、認定熱回収施設設置者又は優良認定処理業者への委託の別を記載することとする。
都道府県知事による処理計画、実施状況報告の公表は、インターネットの利用により行うこととする。 **施行期日：平成23年10月1日**
電子ファイルでの提出を可能とする

～ 多量排出事業者処理計画の記載内容 ～

改正概要

次に掲げる事項を記載した様式の多量排出事業者処理計画書を当該年度の6月30日までに提出する

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 計画期間
- 三 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
- 四 産業廃棄物 (特別産業廃棄物) の処理に係る管理体制に関する事項
- 五 産業廃棄物 (特別産業廃棄物) の排出の抑制に関する事項
- 六 産業廃棄物 (特別産業廃棄物) の分別に関する事項
- 七 自ら行う産業廃棄物 (特別産業廃棄物) の再生利用に関する事項
- 八 自ら行う産業廃棄物 (特別産業廃棄物) の中間処理に関する事項
- 九 自ら行う産業廃棄物 (特別産業廃棄物) の埋立処分又は産業廃棄物の海洋投入処分に関する事項
- 十 産業廃棄物 (特別産業廃棄物) の処理の委託に関する事項
(優良認定処理業者、熱回収処理業者、再生利用業者への委託状況を追加)

効果

多量排出事業者の事務の合理化に資する。

多量排出事業者処理計画様式 (第1~2面)

様式第二号の八 (第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
年 月 日	
都道府県知事 (市長)	殿
提出者 住所 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	
事業場の所在地	
計画期間	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図)			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度()年度実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		

多量排出事業者処理計画様式 (第3~4面)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度 (年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度 (年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度 (年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度 (年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
(これまでに実施した取組)			

多量排出事業者処理計画様式 (第5～6面)

(第5面)

②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄		

(第6面)

備考
<ol style="list-style-type: none"> 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。 2 当該年度の6月30日までに提出すること。 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。 (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。 (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。 7 ※欄は記入しないこと。